## 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則

平成17年3月31日東京都規則第59号 〔一部改正〕平成25年2月14日東京都規則第2号 〔一部改正〕平成26年3月31日東京都規則第41号 〔一部改正〕平成26年10月10日東京都規則第153号 〔一部改正〕平成29年6月6日東京都規則第79号 〔一部改正〕中成29年6月6日東京都規則第79号 〔一部改正〕令和元年6月28日東京都規則第30号 〔一部改正〕令和3年3月31日東京都規則第188号 〔一部改正〕令和5年3月31日東京都規則第50号

## (趣旨)

第1条 この規則は、東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成17年東京都条例第67号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 (正当な理由により行う場合)

第3条 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供するために知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売もくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する場合とする。

- 一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途
  - イ 国の機関
  - ロ 地方公共団体及びその機関
  - 7 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関
  - 二 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ホ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設又は獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設
- 二 学術研究又は試験検査の用途(前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

- 三 条例第15条第1項に規定する試験の用途
- 四 犯罪鑑識の用途
- 五 疾病の治療の用途(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条又は第19条の2の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。)

六 工業用の用途

七 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴う おそれがないと認めた用途

(収去証の交付)

第4条 条例第15条第1項の規定による収去は、別記第1号様式による収去 証を交付して行うものとする。

(証票の様式)

第5条 条例第15条第3項の規則で定める様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(警告書の様式)

第6条 条例第16条第3項の規則で定める様式は、別記第3号様式のとおり とする。

(委員長の設置及び権限)

- 第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第8条 委員会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第10条 委員会は、必要と認める場合、知事指定薬物として指定しようとする薬物の研究者その他の関係者に対し、出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 2 前項の関係者は、会議に出席する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。 (庶務)
- 第11条 委員会の庶務は、保健医療局において処理する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、同年6月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月14日東京都規則第2号〕 この規則は、平成25年2月15日から施行する。

附 則〔平成26年3月31日東京都規則第41号〕 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則〔平成26年10月10日東京都規則第153号〕

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第5号の 改正規定は、平成26年11月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第1号様式による立入調査証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則別記第2号様式による立入調査証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則別記第1号様式及び第2号様式による用紙で、 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則〔平成29年6月6日東京都規則第79号〕 この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年6月28日東京都規則第30号〕

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則〔令和3年3月31日東京都規則第188号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則別記第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 [令和5年3月31日東京都規則第50号]

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。